

**建築基準法第43条第2項第1号（建築基準法施行規則第10条の3第1項第1号）
適合チェックシート**

■建築基準法第43条第2項第1号（建築基準法施行規則第10条の3第1項第1号）関係

申請者の住所及び氏名			申請場所			
道の概要	道又は空地の種類		管理者		管理者の許可等	有・無
	道の幅員	m	敷地と接している部分の長さ	m		
建築物の概要	延べ面積		用途			

法第43条第2項第1号（建築基準法施行規則第10条の3第1項第1号）適合基準

法第43条第2項第1号（敷地等と道路の関係）の規定による認定（規則第10条の3第1項第1号）について、法第43条第2項第1号、規則第10条の3第1項第1号及び同条第3項の基準に適合し、次の要件を満たすもの。		チェック
イ 「農道その他これに類する公共の用に供する道」（以下「農道等」という。）は、公的機関が管理するものであり、次のいずれかに該当するものであること。	①土地改良事業、農道整備事業等による農道	
	②河川又は海岸の管理用の道	
	③港湾施設である道	
	④国又は地方公共団体の管理する道	
ロ 「交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないと認める基準」については、次のすべての事項を満たすもの。	①農道等は基準法上の道路に接続するものであること。	
	②農道等は将来にわたって安定的に利用でき、管理者の承諾等を要する場合にあっては、あらかじめ、当該承諾等が得られたものであること。	
	③農道等は、その縦断勾配が12%以下のものであること。	
	④建築物の敷地は、農道等に避難上有効に2メートル以上接するものであること。（※建築基準法施行条例により接道に係る規定が付加されている場合は、認定の対象外）	
	⑤建築物及びその敷地は、敷地内の雨水、汚水等の排水処理を適切に行えるものであること。	
	⑥建築物及びその敷地は、農道等を法第42条第1項の道路とみなして適用する建築基準関係規定に適合すること。	

建築基準法第43条第2項第1号及び同施行規則第10条の3第1項第1号に基づく認定基準	チェック
「その敷地が幅員4メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に2メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの」	
上記基準3のイに規定する農道等の幅員が4メートル以上あること。	
農道等と敷地の接する部分の長さが2メートル以上あること。	

建築基準法施行規則第10条の3第3項に基づく認定基準（第1号（ロ）を除く）	チェック
「法第43条第2項第1号の国土交通省令で定める建築物（その他用途又は規模の特性により同条第3項に規定する施行条例第24条、26条及び27条で制限が付加されているものを除く。）の用途及び規模に関する基準は、次のとおりとする。	
建築物の用途が法別表第1（い）欄（1）項に掲げる用途以外の用途であること。（第1号イ関係）	
建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500㎡以内であること。（第2号関係）	